

経営事項審査の審査基準の改正について（お知らせ）

平成24年7月1日から経営事項審査の審査基準が改正されます。
この改正に伴い、改正前の基準（旧基準）による結果通知を受けている方については、改正後の基準（新基準）での再計算（再審査）を申立てることができます。（義務ではありません。）

【主な改正点】

①社会保険未加入企業への減点措置の厳格化

社会性等（W）の労働福祉の状況に関する審査項目「健康保険及び厚生年金保険」を「健康保険」と「厚生年金保険」に区分する。「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」について、未加入の場合の減点幅をそれぞれ▲40点とする。

②外国子会社の経営実績の評価

本邦親会社及び外国子会社の経営規模に係る以下の数値を、国土交通大臣が認定し評価する。

- ・外国子会社の完成工事高（X1）
- ・本邦親会社及び外国子会社合算の利益額及び自己資本額（X2）

※ 詳細は国土交通省のホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000156.html

1 再審査の対象者

次の①及び②を満たす方

- ① 再審査を受けようとする日の1年7か月前の日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果を有する方
- ② 平成24年6月までに経営事項審査を受けた方

2 再審査の申請期間及び受付場所

・再審査の申請期間は、平成24年7月1日から平成24年10月29日までの120日間ですが、本県におきましては審査を円滑に実施するため、平成24年7月～10月までの通常経審において、決算日ごとに指定して実施いたします。

なお、主たる営業所の所在地が名古屋市内の方は愛知県建設部建設業不動産課、それ以外の方は所在地を管轄する各建設事務所にて再審査の受付を行います。

・審査方法や日程の詳細については、平成24年6月上旬に、建設業不動産課のホームページにて掲載します。（<http://www.pref.aichi.jp/ken-fu/>）

問い合わせ先

愛知県建設業不動産課建設業第二グループ
電話052-954-6503（直通）

入札参加資格申請に関する取扱いについては、申請先となる国及び各地方自治体等に確認してください。

愛知県については、建設部建設総務課契約第一グループ（電話：052-954-6608）へお尋ねください。